重点支援地方交付金活用事業

事業所等物価高騰対策支援補助金

物価高騰の影響を受けた村内事業所に対し、光熱水費の一部を補助します。

補助対象者

・令和９年１月１日において、本店若しくは主たる事業所の所在地を上小阿仁村内として登記している法人及び村内に住所を有する個人事業主、並びに村から指定管理料を受け管理している者。
・ 村税等に滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。
・ 引き続き事業を継続する意思を有していること。

日本標準産業分類中の中分類において、郵便局、協同組合、政治・経済・文化・宗教団体を除きます。

補助金

令和８年１月から１２月までに支払った**光熱水費**　×　５％

千円未満切捨て

補助申請額は**１事業所ごと**の光熱水費で、それぞれ２０万円以上から補助対象になります。
事業以外の用途と区別がつかない経費や車両用燃料（ガソリン、軽油等）は対象になりません。

【申請に必要な書類】
・事業所等物価高騰対策支援補助金交付申請書（請求書）
・令和８年分の申告に使用した書類
　白色申告の方　→　収支内訳書
　青色申告の方　→　決算書
　法人の方　→　損益計算書又は販売費・一般管理費内訳書
　（水道光熱費のわかる書類）
　上記書類がない場合は、令和８年１月～１２月に支払のあった電気・ガス・灯油・水道料等の支払いがわかる書類。（領収書等）
・受取口座の通帳の写し
※他の制度による光熱水費の補助を受けている場合はその金額を差し引きます。

申請期間　令和９年１月４日（月）～３月１９日（金）

申請書類は産業課（ホームページ）に備え付けてあります。期限までに、役場産業課へ提出してください。
ご不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

申請・問合わせ先　上小阿仁村産業課 林務商工班
〒018-4494　北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
☎ 77-2223　✉syoukou @vill.kamikoani.lg.jp